

令和6年度版
水産加工施策利用ガイドブック

水産加工業者向けワンストップ窓口
（水産庁 加工流通課）

水産加工業者向け支援措置（令和6年度当初予算、令和5年度補正予算）

※令和6年度政府予算案に基づくため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が生じる可能性があります。

事業名	支援内容	逆引きキーワード	頁
1. 水産加工・流通業の様々な課題解決に向けた総合的支援			
水産加工連携プラン支援事業 【当初】	水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します。	★アドバイザー指導 ★研修 ★異業種等連携 ★機器整備 ★電子システム導入 ★新商品開発 ★商談等販路開拓	1
2. 加工機器の整備等			
浜の活力再生・成長促進交付金 【当初】	水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。	★共同利用施設整備 ★機器整備	2
水産業競争力強化緊急施設整備事業 【補正】			
復興水産加工業等販路回復促進指導事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。	★販路回復セミナー ★アドバイザー指導 ★商談会 ★機器整備	3
復興加工EC販路マッチング支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR活動を行う取組を支援します。	★新商品開発 ★販路拡大 ★機器整備	5
3. 加工原材料の確保			
特定水産物供給平準化事業 【当初】	水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。	★調整保管 ★原材料調達	6
4. 国産原材料への切替等に関する支援			
特定水産物供給平準化事業（原材料転換対策） 【補正】	国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。	★調整保管 ★国産原材料への切替	7
食品原材料調達リスク軽減対策事業 【補正】	輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっているため、食品製造事業者等に対し、原材料調達先の多角化等の取組を支援します。	★ウクライナ情勢 ★国産原材料への切替 ★原材料調達リスク ★原材料調達先の多角化 ★新商品開発 ★新商品の販売促進・広告宣伝 ★機器整備導入 ★販路の新規拡大	8
5. 水産物消費拡大			
持続可能な水産物消費拡大推進事業 【当初】	水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、魚食普及活動や消費者等に向けた情報発信を支援します。	★魚食普及 ★水産物の消費拡大 ★情報発信	10

事業名	支援内容	逆引きキーワード	頁
6. 輸出促進			
水産物輸出拡大連携推進事業 【補正】	生産・加工・流通・輸出等の関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。	★輸出拡大 ★機器整備 ★電子システム開発・導入 ★新商品開発 ★試験販売	11
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備 【補正・当初】	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します。	★輸出のための施設・機器整備 ★HACCP対応	12
加工食品クラスター輸出緊急対策事業 【補正】	加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等を支援します。	★海外プロモーション ★商品開発に必要な機械の導入	14
戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業 【補正】	2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。	★輸出向けマッチング ★海外バイヤー ★商談会 ★海外プロモーション	15
戦略的輸出拡大サポート事業 【当初】			
グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業 【補正】	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。	★輸出事業計画 ★GFP ★水産エコラベル	16
グローバル産地づくり推進事業 【当初】			
復興加工輸出促進支援事業 【当初】	被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。	★輸出向けマッチング ★海外バイヤー ★商談会	18
7. 金融支援			
水産加工資金	水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。	★加工設備資金等 ★長期・低利融資	19
8. 能登半島地震対策			
特定水産物供給平準化事業（能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策） 【補正】	能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します。	★調整保管 ★原材料調達 ★能登半島地震	20
（参考）			
中小企業庁で実施されている支援策			21～

『原材料不足、人手不足、経営体力不足などの 課題の解決に取り組みたい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 水産加工連携プラン支援事業

水産加工流通業が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援します。

対象となる方

以下の②と①～⑧との2者以上により構成される連携協議会

- ① 生産段階事業者（漁業者、養殖業者）
- ② 加工・流通段階事業者（水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者）
- ③ 販売段階事業者（小売・外食等の業を営む事業者）
- ④ ①～③の者が構成する団体
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 地方公共団体
- ⑦ 研究機関
- ⑧ その他民間事業者等

※構成員は日本国内に所在する組織に限ります。

支援内容

（1）対象となる取組

- ア. 資源状態の良い魚種への原材料転換等により原材料不足に対処し環境負荷の少ない原材料調達を行う取組
- イ. ICTやDX等の先端技術、高品質な商品作り等による生産性を向上する取組
- ウ. 流通の効率化、作業自動化等を通じて人手不足を解消し無駄のない持続的な供給体制を構築する取組
- エ. その他持続可能な水産加工流通業の実現に資する取組

（2）対象経費

調査・商談等旅費、プロモーション資材等作成費、研修等経費、新商品開発経費、電子システム導入費、物流構造改善費、水産加工機器・資材、流通機器・資材等

（3）補助率 1／2等

ご利用方法

- （1）国産水産物流通促進センターが行う公募等に応募いただき、審査委員会による審査を経て、採択されます。
- （2）類似の実績事例については、水産庁及び国産水産物流通促進センターのホームページをご参照ください。

【 お問い合わせ先 】
水産庁漁政部加工流通課指導班
電話：03－3591－5612

『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

(令和6年度当初予算)

①浜の活力再生・成長促進交付金

(令和5年度補正予算)

②水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

①の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合、又は、水産加工業又は水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

②の事業の場合

広域浜プランに参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1)対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

(2)補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。また、詳しくは、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

各都道府県 水産部局

『東日本大震災被災地産の 水産加工品の販路を回復・開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

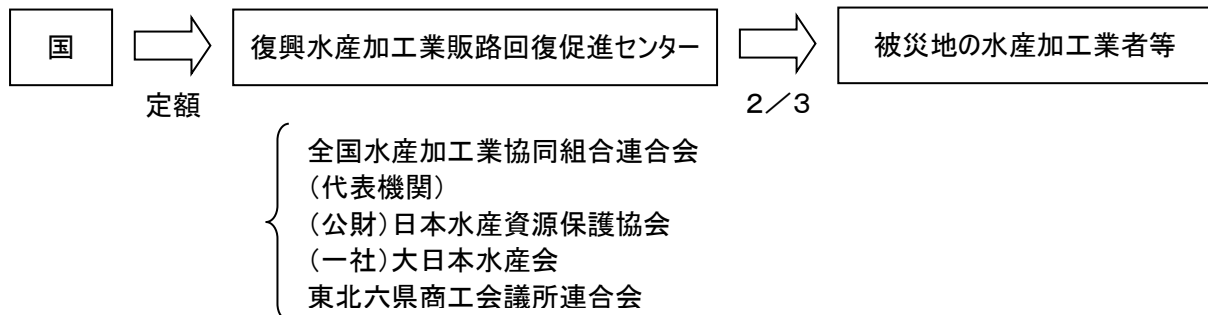
（１）復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

- ① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業
復興水産販路回復アドバイザー（商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家）による販路回復等に向けた個別指導に対して支援します。
- ② 販路回復セミナーの開催
商談力や加工技術の向上、輸出の取組方法等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師としたセミナーの開催を支援します。
- ③ 商談会の開催
被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。
- ④ 特設WEBサイトや外食店等を活用した情報発信
被災地水産加工品の情報を集約した特設サイト「UMIUMA（うみうま）」により、おいしさと魅力を発信するとともに、外食店等において被災地水産加工品を活用したメニューの提供により、販路拡大を支援します。

（２）水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：2／3）

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

詳しくは、下記お問い合わせ先の復興水産加工業販路回復促進センターまでお問い合わせください。また、これまでの取組実績等は同センターのホームページをご参照ください。

【 お問い合わせ先 】

復興水産加工業販路回復促進センター
(代表機関: 全国水産加工業協同組合連合会)

電話: 03-3662-2040

URL: <http://www.fukko-hanro.jp/>

『東日本大震災被災地産の水産加工品の魅力を高めたい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工EC販路マッチング支援事業

被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、百貨店や高級スーパー等と連携しながら、新商品の開発・PR 活動を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

（１）復興加工EC販路マッチング支援事業

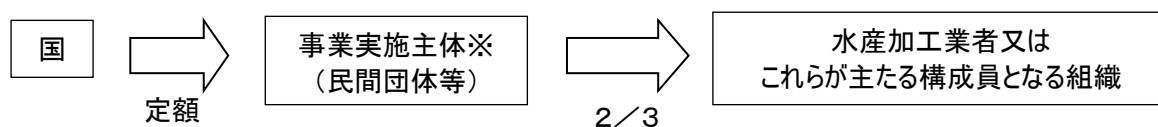
新商品開発のため、水産加工業者がマッチングを通じて百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し作成する計画を、事業実施主体が審査し、採択された計画内において必要な機器整備等の支援を行います。

また事業実施主体は、百貨店や専門店及びECサイト運営会社等と連携し、開発した新商品を効果的に宣伝する取組や、販売する際の送料負担を行います。

（２）補助率

対象経費の **2／3**

■ 事業の流れ



※(株)ジェイアール東日本企画

ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う公募等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話：03-6744-2350

『水産加工原材料を安定的に調達したい』

(令和6年度当初予算)

特定水産物供給平準化事業

水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の必要な時期に提供する取組を支援します。

対象となる方

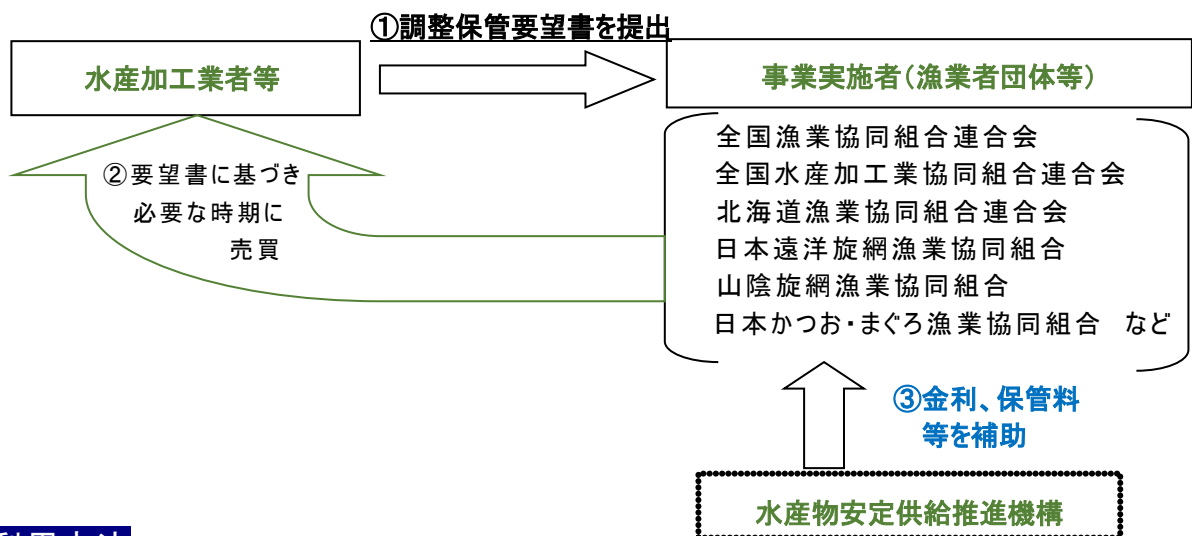
加工原材料を調達したい水産加工業者等

支援内容

特定水産物供給平準化事業(補助率:定額、1/2)

水産加工業者等への国産水産加工原材料の安定供給に資するため、漁業者等から買い取った水産物等を保管し、水産加工業者等に対して必要な時期に販売(調整保管)する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

- ・事業を活用する場合は、**漁業者団体等**に対して「調整保管要望書」をご提出ください。
- ・「調整保管要望書」の様式や事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

『加工原材料を国産原材料に転換することで、安定的に調達したい』

(令和5年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業 (原材料転換対策)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ原材料を転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

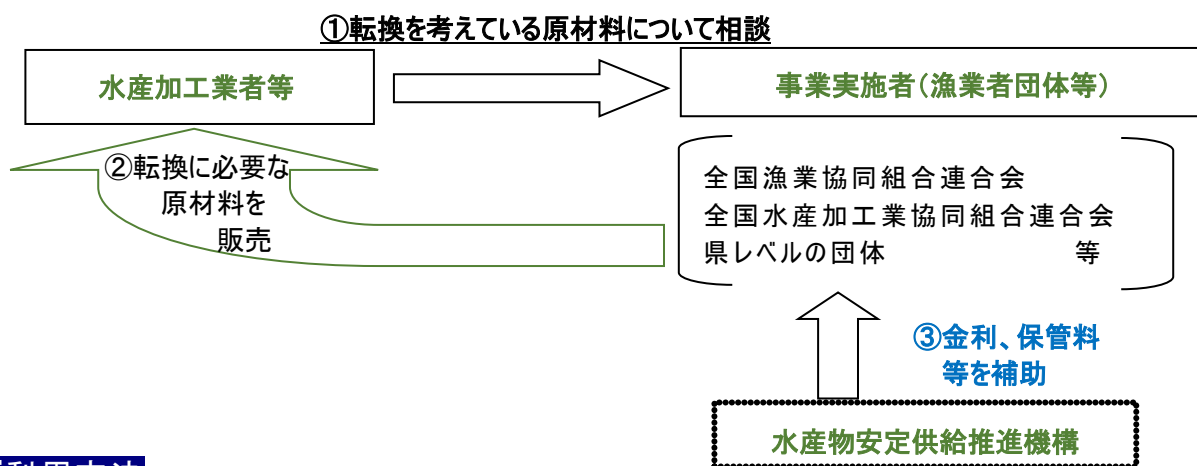
輸入原材料から国産原材料へ原材料の転換を図る水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)(補助率:定額、1/2)

国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyoku3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

『加工原材料を安定的に調達して、価格高騰に打ち勝って 水産加工業を継続したい』

(令和5年度補正予算)

食品原材料調達リスク軽減対策事業

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援することで、原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化を図ります。

対象となる方

食品製造事業者等

支援内容

1. 食品原材料調達先多角化支援

原材料調達先の多角化等を通じた調達リスク軽減のため、食品原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

- (1) 補助率 **1/2**
- (2) 補助上限額 1件あたり5億円(下限100万円)
- (3) 補助対象経費

①新商品開発費(試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。)、②原材料切替等に伴う機器導入費、③製造ラインの変更・増設費、④食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)、⑤新商品PR費

2. 食品製造業者等と産地の連携強化支援

食品製造業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組※を行う食品製造業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新・調査・新商品の開発・製造・販売・PRの取組みを支援します。

- (1) 補助率 **1/2**
- (2) 補助上限額 1件あたり5億円(下限100万円)
- (3) 補助対象経費

①新商品開発費(試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む。)、②原材料切替等に伴う機器導入費、③製造ラインの変更・増設費、④食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)、⑤新商品PR費、⑥産地支援に係る資材、機械、設備導入費、⑦産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費

※産地支援の取組は限定されているので、事前にご確認下さい。

ご利用方法

事業の詳しい内容については、事業専用公募サイト
(<https://jmac-foods.com/genzairyou/r5/>) をご覧いただくか、事業実施者である、(株)日本能率協会コンサルティング(0570-550-074)にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

(株)日本能率協会コンサルティング

電話：0570－550－074

水産庁漁政部加工流通課

電話：03－6744－2350

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話：03－6744－2089

『魚食に関する出前・課外授業を開催し、地域の 水産物の消費拡大を推進したい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 持続可能な水産物消費拡大推進事業 (出前授業等支援事業)

食の簡便化志向等の高まりにより、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の機会を十分確保することが難しくなっているため、民間団体等が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前授業等の取組を支援します。

対象となる方

国内の民間企業・団体

支援内容

(1) 対象の取組

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、民間団体が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前・課外授業の開催による魚食普及活動の取組に対し、経費を支援します。

(2) 対象経費

謝金、旅費、原材料費、その他

(3) 補助率

対象経費の1／2の範囲内

ご利用方法

(1) 事業実施主体である全国漁業協同組合連合会に体験型の魚食に関する出前・課外授業に関する取組提案書を提出し、内容確認・審査等を経た上で取組実施者として、選定されます。

(2) その後全国漁業協同組合連合会の指示に従い、事業計画の承認や補助金の交付等の手続きを行います。

(3) 本事業に係る詳細(取組提案者の公募等)については、全国漁業協同組合連合会ホームページ(<https://www.zengyoren.or.jp/>)をご参照ください。



おいしい×サステナ=いい未来

さかなの日

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課認証推進班

電話：03－6744－2350

『関係者と連携した新たな取組により、 水産物の輸出拡大に取り組みたい』

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出拡大連携推進事業

生産・加工・流通・輸出等の関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出拡大連携協議会

- ①生産段階事業者（漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ②加工・流通段階事業者（水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ③輸出段階事業者（我が国から海外への水産物の輸出の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体）
 - ④行政・試験研究機関
 - ⑤その他の民間団体等（情報通信事業者、機器メーカー等）
- ※日本国内に所在する民間団体等に限りします。

支援内容

（１）輸出バリューチェーン改善検討事業（補助率：定額）

輸出拡大連携協議会の運営や事業計画の深化及び新技術・システム等の調査・検討等に要する経費を支援します。

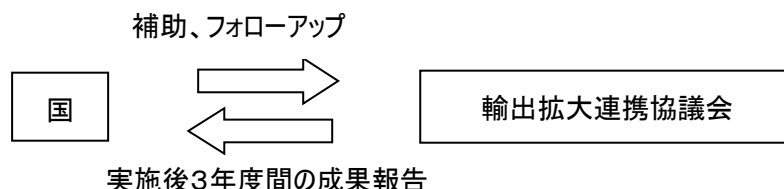
（２）輸出バリューチェーン改善システム等導入事業（補助率：１／２以内）

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します。

（３）輸出バリューチェーン改善実証事業（補助率：１／２以内）

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

水産庁が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】
水産庁漁政部加工流通課指導班
電話：03－3591－5612

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和5年度補正予算)

(令和6年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等 対応施設の整備

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品流通事業者、中間加工業者など。(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記(1)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和5年度補正) 上限5億円、下限250万円

(令和6年度当初) 上限1億円、下限500万円

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

施設等整備事業

- ① HACCP 等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・設備

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング



空気を經由した汚染の防止設備
(パーティション) の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。都道府県窓口リストは以下に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

要望調査への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【 お問い合わせ先 】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口
輸出・国際局 輸出支援課
電話:03-6744-2375

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和5年度補正予算) グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち 加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

(1) 加工食品のPR、テストマーケティング、輸出人材育成等

加工食品の輸出について、複数の食品製造事業者等が参画した商流拡大に向けたプロモーションやテストマーケティング、輸出人材育成等に係る費用。

(2) 輸出先国の規制等に対応した商品開発に必要な機械の導入等

輸出先国・地域の規制・条件等に対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

○補助率

補助率は、補助の対象となる経費について

食品製造事業者等を構成員とする団体の場合は**定額(2,000万円を上限とする。)**

それ以外の場合は**1/2以内(500万円を上限とする。)**を助成します。

○要件

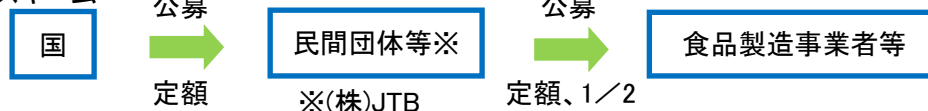
・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)

・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)又は主として中小企業者から構成される団体に限る。

ご利用方法

■ 事業スキーム



公募時に関係機関に必要書類を提出してください。

【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話：03-6744-2068

『世界に向けて販路を拡大したい』

(令和5年度補正予算)

戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業

(令和6年度当初予算)

戦略的輸出拡大サポート事業

2030 年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

(1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業(補正)

- ① JETRO による海外での見本市への出展支援やサンプルショールームの設置、国内外での商談会の開催、バイヤー招聘の強化等を通じた商流構築のための取組を支援します。
- ② JFOODO による現地消費者向けプロモーションや日本食・食文化の PR イベントを活用した情報発信等を通じた需要開拓のための取組を支援します。

(2) 戦略的輸出拡大サポート事業 (当初)

- ① JETRO による海外見本市への出展支援、国内事業者と海外現地の卸業者、小売店、レストラン等との商談会を通じた新規商流の構築及び現地商流の拡大の取組、さらには専門家による相談対応や伴走型支援等の事業者サポートの取組を支援します。
- ② JFOODO による現地事情を踏まえたマーケティング戦略に基づく品目団体等との連携した海外消費者向けプロモーション、輸出とインバウンド観光を相乗的に拡大するための食文化の発信の強化等の取組を支援します。
- ③ 民間等による新規性・先進性ある分野・テーマの海外販路の開拓の取組を支援します。

ご利用方法

JETROが事業実施主体となります。

- (1) ①及び(2) ①③はJETROが参加事業者等を募集・公募します。
 - (1) ②及び(2) ②はJFOODOがプロモーション参加事業者等を募集します。
- (募集や公募はJETRO及びJFOODOのHPで公表されます。)

【 お問い合わせ先 】

輸出・国際局輸出企画課

電話: 03-6744-1502

JETROホームページ <https://www.jetro.go.jp/>

JFOODOホームページ <https://www.jetro.go.jp/jfoodo.html>

『産地がかかえる課題を解決し、 世界市場に通用する産地を構築したい』

(令和5年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業

(令和6年度当初予算)

グローバル産地づくり推進事業

GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)に基づき、輸出に取り組もうとする水産加工業者等への輸出診断、大規模輸出産地形成に向けた取組、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。

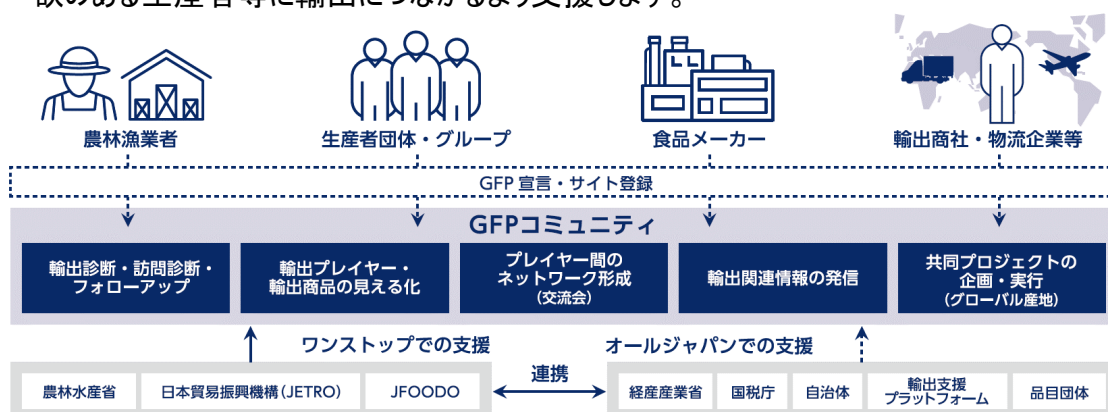
対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

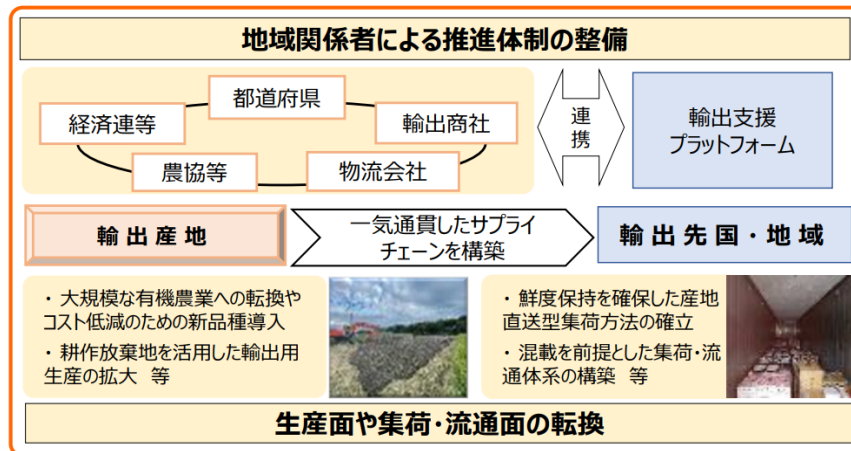
1. 輸出診断やマッチング等

生産者等への輸出診断、輸出のためのセミナー、マッチングイベント等を通じて、輸出意欲のある生産者等に輸出につながるよう支援します。



2. 大規模輸出産地のモデル形成支援等

海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



3. 日本発の水産エコラベルの普及推進に係る支援

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの普及に向けたイベント出展等の取組を支援します。

ご利用方法

- ・1の事業については、GFPコミュニティサイトに登録（無償）することで、様々なサービスを受けることができます（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）。
- ・2の事業については、公募で選ばれる民間団体等を通じた間接補助事業となります。
- ・3の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります。支援を受けたい水産加工業者は、事業実施主体（※（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会（<https://www.melj.jp/>）、（一社）大日本水産会（<https://suisankai.or.jp/>））へご相談ください。
- ・不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

1, 2について: 輸出・国際局輸出支援課

電話: 03-6744-7172

3について: 水産庁加工流通課

電話: 03-6744-2350

『東日本大震災被災地産の水産加工品の海外販売先を開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興加工輸出促進支援事業

被災地（青森～千葉の各県）の水産加工業者に対し、海外バイヤーとのマッチングを含む事前商談会等のサポートと、海外バイヤーを被災地に招へいし、商談会を行う取組を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）で水産加工業を営む事業者等。

支援内容

（１）復興加工輸出促進支援事業

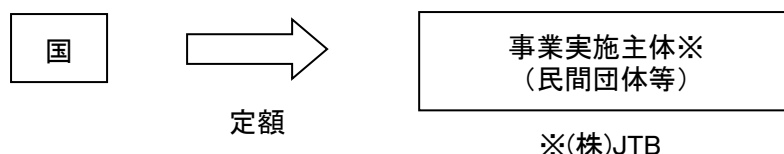
WEB会議等のツールを活用して、水産加工会社と海外バイヤー等とのマッチングや商談会の開催を支援します。その中で、成約が有望と見込まれる海外バイヤー等を被災地に招へいし、現地見学や、商談会を行うツアーの開催を支援します。

また、上記の取組を効果的、効率的に行うため、現地ファシリテーターの設置や、被災地水産加工品の動向等を調査・分析し、新たな海外販路開拓・拡大に取り組む水産加工業者等への助言・指導に対して支援します。

（２）補助率

補助の対象となる経費について **定額** を助成します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う募集等に応募いただきます。

不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁漁政部加工流通課福島復興支援班

電話：03-6744-2350

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

貸付対象事業費の80%

■ 貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

■ 貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル): 0120-154-505

『能登半島地震の影響で地場産の加工原材料調達が困難なので、
安定的に調達したい』

(令和5年度補正予算)

特定水産物供給平準化事業 (能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する取組を支援します。

対象となる方

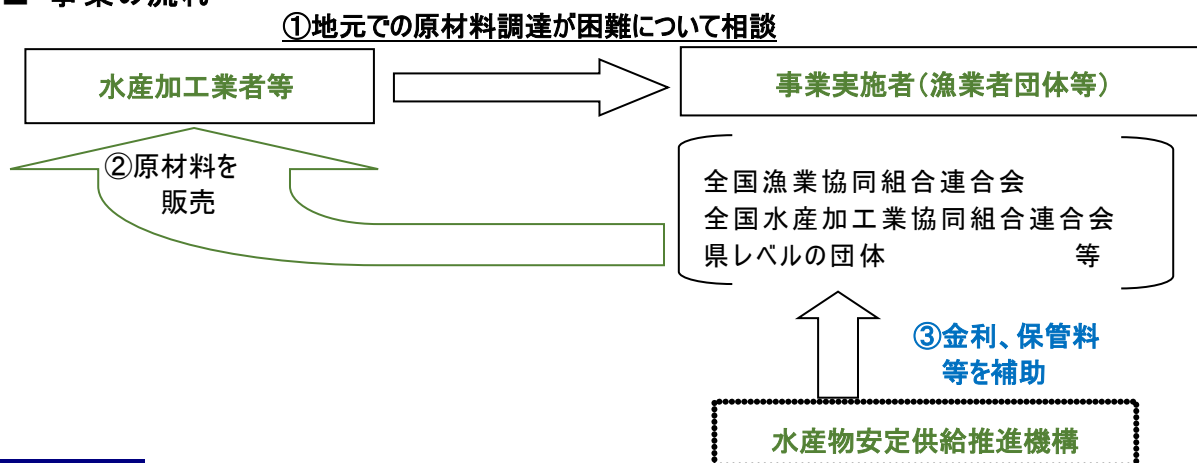
被災地域に所在する水産加工業者

支援内容

特定水産物供給平準化事業(能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策)(補助率:定額、1/2)

能登半島地震により、地場産の加工原材料の調達が困難となった水産加工業者に対して、加工原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や保管に要する経費等について支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業の詳しい内容等については、下記事業実施主体のホームページをご覧ください。
また、内容等についてわからないこと等がある場合は、下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

水産物安定供給推進機構

URL: <http://www.fishfund.or.jp/jigyous3.html>

電話: 03-3254-7044

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- ・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠		
			電子取引類型		インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等		中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト		インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト		PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費（※1） （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： （1）+（2）で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
			～350万円		50万円 以下	50万円 超 ～ 350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 （※2）	2/3 （※3）	1/2		(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費					サイバーセキュリ ティサービス利 用料(最大 2年分) (※4)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！

<今後のスケジュール>

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠 (電子取引類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 4月15日 (予定)
- 第3次締切 5月20日 (予定)

・インボイス枠 (インボイス対応類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 3月29日 (予定)
- 第3次締切 4月15日 (予定)
- 第4次締切 4月30日 (予定)
- 第5次締切 5月20日 (予定)

・複数社連携IT導入枠

- 第1次締切 4月15日 (予定)

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

※準備が整い次第、速やかに公募を開始。詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

令和5年度補正予算

「事業承継・引継ぎ補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

経営革新
枠

事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です

※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

専門家活用
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・
再チャレンジ
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

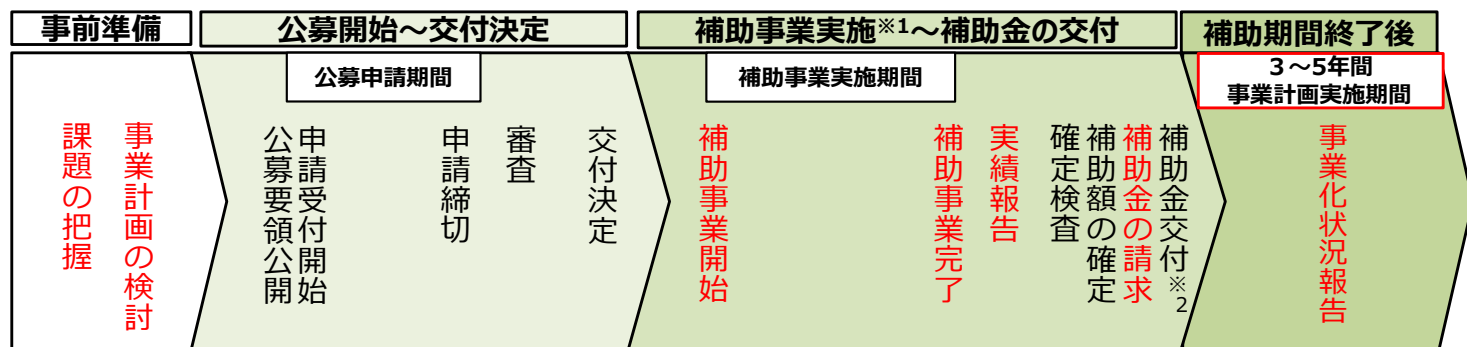
※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

活用イメージ

経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

専門家活用枠 買い手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

お問い合わせ先

経営革新枠（050-3000-3550）

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠（050-3000-3551）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



公募サイト

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

🔍 ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）も ポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！

詳しくは裏面で